

国民健康保険 からのお知らせ

平成21年度の国民健康保険税納税通知書と納付書を7月15日に発送します。

そこで、本年度の国民健康保険税の年税額と納期などについてお知らせします。

保険年金課 ☎66♦1172

国民健康保険税の年税額

国民健康保険税は、表①～④の税額のうち、対象となる区分の額を合計したものが年税額となります。

年度途中で加入、喪失された方は、加入月数に応じた月割り課税となります。

区 分	医療分	後期高齢者支援分	介護分
	加入者全員	加入者全員	40～64歳の方
①所得割額	課税所得額×4.85%	課税所得額×1.9%	課税所得額×1.45%
②資産割額	固定資産税額×19.5%	固定資産税額×3.0%	固定資産税額×1.0%
③均等割額	被保険者数×23,000円	被保険者数×7,000円	被保険者数×7,700円 (8,700円)
④平等割額	1世帯あたり 23,000円	1世帯あたり 7,000円	1世帯あたり 7,200円
課税限度額	470,000円	120,000円	100,000円(90,000円)

※介護分の均等割額および課税限度額が6月市議会で改正されました。()内は改正前の金額

国民健康保険税の納期

平成21年度の納期は表のとおりです。また、国民健康保険税の納付は、次の2つの方法があります。

①普通徴収

口座振替または納付書による支払い

②特別徴収

年金からの支払い

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①普通徴収 (納期限)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
				7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	1/4	2/1	3/1	3/31
②特別徴収 (振替日)	4/15		6/15		8/14		10/15		12/15		2/15	

※普通徴収の納期限は、各納付月の月末です。納期限が休日の場合はその翌日です。口座振替の方は、納期限の日に口座から引き落とします。

※年度途中で普通徴収から特別徴収へ、特別徴収から普通徴収へ変わる場合があります。(この場合は、あらかじめお知らせします。また年税額は変わりません)

その他のお知らせ

納税義務者について

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入されていなくても、世帯の中に国民健康保険に加入されている方がいれば、世帯主が納税義務者になります。

軽減・減免制度について

低所得者世帯は、あらかじめ均等割額・平等割額を減額して課税します。ただし、この減額を受けるには、世帯主および世帯の国民健康保険加入者全員の所得が申告されていなければなりません。また、災害、疾病、失業(自己都合ではない退職)、事業の廃止などにより保険税の納付が困難になった場合、申請により減免を受けられることがあります。

国保の加入・脱退の届出について

届出は、14日以内に行ってください。

勤務先は国保への切り替えなどの手続きは行いませんので、必ず届出をしてください。

